

# 公立大学法人下関市立大学の各事業年度の業務実績評価実施要領

平成20年2月22日

下関市公立大学法人評価委員会決定

## 1. 趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条の規定に基づく公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）に係る各事業年度の業務実績評価（以下「年度評価」という。）にあたっては、「下関市公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的考え方」（平成20年2月22日下関市公立大学法人評価委員会決定）を踏まえ、以下に示した評価方針及び評価方法等により実施する。

## 2. 評価の基本方針

年度評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 年度評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 年度評価は、主として中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (3) 教育研究に関しては、その特性に配慮し、事業の外形的・客観的な進捗状況の評価を行なうこととし、専門的な観点からの評価は行わない。（地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。）

## 3. 評価の実施方法

年度評価は、法人が作成する事業年度終了時の業務実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）に基づき、当該年度における中期計画及び年度計画の各項目の進捗状況を確認する（以下「項目別評価」という。）とともに法人の業務の実績全体についての総合的な評価（以下「全体評価」という。）を行うことにより実施する。業務実績報告書の様式は、別に定める。

## 4. 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、中期計画に掲げた以下の5つの項目（以下「大項目」という。）について行う。

- ア 大学の教育研究等の質の向上
- イ 業務運営の改善及び効率化
- ウ 財務内容の改善
- エ 自己点検・評価・改善及び当該事情に係る情報の提供
- オ その他の業務運営に関する重要事項

- (2) 法人の自己点検・評価

ア 法人は、業務実績報告書において年度計画の記載項目（以下「小項目」という。）ごとに事業の実施状況を明らかにし、その進捗状況を示すとともに、下記の4段階で自己評価する。

	「年度計画を上回って実施している」
	「年度計画を概ね順調に実施している」
	「年度計画を十分に実施できていない」
	「年度計画を実施していない」

法第28条の第2項の規定によれば、年度評価は、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、分析をして」実施するものであるが、中期計画を各年度においてどの程度実施するかは年度計画に示されるものであるから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。

イ 法人は、大項目ごとに、法人の取り組みを社会に積極的にアピールすることや法人全体の改善・充実を図る観点から、特記すべき事項として以下の事項に考慮し記述式により記載する。

個性豊かな大学づくり、大学運営の活性化などを目指した法人の特色ある取り組み

法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫

必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性等の留意事項

中期目標の達成に向けて支障が生じている、あるいは生じるおそれがある場合にはその状況、理由等（外的要因を含む。）

その他、中期計画には記載していないが、力を入れて取り組んでいる事項

### (3) 評価委員会による評価

ア 評価委員会は、業務実績報告書により、小項目ごとに自己評価や計画設定の妥当性など総合的に検証する。また、必要に応じて、評価に必要な資料の提出を法人に求めるとともにヒヤリングなどを実施する。

イ 検証結果を踏まえて、小項目ごとの事業進捗状況について、上記(2)アの～の4段階で評価を行う。法人による小項目ごとの自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その評価結果及び理由等を示す。

また、その他、評価委員会において検討した結果、必要がある場合には、コメントを付す。

ウ 法人の自己評価に対する検証結果や特記事項を踏まえ、大項目ごとに進捗状況・成果を下記の5段階で評定する。

また、特筆すべき点や遅れている点について大項目ごとにコメントを付す。

S	中期目標・中期計画の達成に向けて、特筆すべき状況にある。 (評価委員会が特に認める場合)
A	中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいる。 (進捗状況がすべて又は )
B	中期目標・中期計画の達成に向けて、おおむね順調に進んでいる。 (進捗状況の又はの割合が9割以上)
C	中期目標・中期計画の達成のためには、やや遅れている。 (進捗状況の又はの割合が9割未満)
D	中期目標・中期計画の達成のためには、重大な改善事項がある。 (評価委員会が特に認める場合)

## 5．全体評価の具体的方法

全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標・中期計画の進捗状況全体を総合的に評価する。評価は、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、記述式で評価する。

## 6．評価のスケジュール

- (1) 6月末までに、法人は前年度の業務実績報告書を評価委員会に提出する。
- (2) 7月末までに、評価委員会は実績報告書を調査分析するとともに、必要に応じて法人に対するヒヤリングを実施し、評価案を策定する。
- (3) 8月上旬までに、評価案に対する法人の意見付与の機会を経て、評価結果を決定する。
- (4) 8月中旬までに、評価結果を法人に通知（必要に応じて業務改善等を勧告）し、市長に報告する。

## 7．その他

本実施要領については、必要に応じ、評価委員会に諮ったうえ見直すものとする。